

にかほ市出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市民の要請に応じ、市職員自らがその担当分野について講師となって出向き、市の事業・施策や暮らしに役立つ情報等を提供するにかほ市出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、市政に関する理解と関心を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受けることができる団体は、市内自治会組織、団体等の10人以上の者で構成された団体（以下「受講団体」という。）が主催する集会等とする。

(出前講座の内容)

第3条 出前講座の内容は、市で行う事務に関するものとし、市長が定めるものとする。

2 市長は、前項において毎年4月に出前講座の内容をとりまとめ、速やかに市民に周知しなければならない。

(開催日時及び場所)

第4条 出前講座の開講日時は、年末年始を除く日の午前10時から午後8時までの90分以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 出前講座の開講場所は、市内に限るものとし、受講団体が管理又は借り上げる施設とする。

3 出前講座開講に伴う諸手続は、受講団体の責任においてこれを行うものとする。

(出前講座の申込)

第5条 受講団体の代表者（以下「申込者」という。）は、受講希望内容を担当部課と内容や日時を相談の上、原則として開催日の1箇月前までに講師派遣申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(講師派遣承諾)

第6条 市長は、前条の規定により申込みがあったときは、当該出前講座の担当部課において承諾を決定し、開催日の2週間前までに申込者に講師派遣承諾書（様式第2号）により通知しなければならない。

2 市長は、前項の派遣承諾の決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(出前講座申込み等の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは申込みを受付けず、又は決定した講師承諾を取り消し、開催中の場合はこれを中止することができる。

- (1) この告示の目的に反し、講師派遣が適当でないとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 政治、宗教又は営利を目的とした活動等が行われるおそれがあるとき。
- (4) 批判や苦情処理、個別相談等を目的とした活動等が行われるおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事務の執行に支障を来たすおそれがあるとき。

(変更又は中止)

第8条 第6条の規定により講師派遣承諾を受けた申込者は、開催日時等の変更、中止するときは、速やかに当該出前講座の担当部課へ連絡しなければならない。

(費用)

第9条 出前講座派遣に要する市職員の費用は、無料とする。ただし、会場使用経費や有料資料等が必要な場合は、申込者の負担とする。

(報告書の提出)

第10条 申込書は、出前講座実施後速やかに、実施報告書（様式第3号）を当該出前講座の担当部課等を経由して、市長へ提出するものとする。

(講師の派遣に係る事務)

第11条 講師の派遣に係る事務は、各項目を分掌する担当部課が行うものとする。

(庶務)

第12条 出前講座の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。